

企画競争説明書

1. 業務概要

- (1) 業務名：トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会における実証実験事業
- (2) 業務内容：別紙「仕様書（案）」による
- (3) 履行期限：令和3年3月26日（金）

2. 企画提案書作成

- (1) 提出期限：令和3年2月12日 17時15分
※持参若しくは郵送で提出のこと。
- (2) 提出窓口：〒950-8537 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課
電話 025-285-9154 FAX 025-285-9174
- (3) 提出期限までに企画競争実施部局に到達しなかった提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (4) 提案書の差し替え及び再提出は、原則認めないこととする。なお、特定後においても提案書の記載内容の変更は、原則認めないこととする。

3. 企画提案書等提出書類

- (1) 企画提案書7部（日本工業規格A4版縦、横書き、左綴じ、文字サイズ10ポイント以上とする。）
- (2) 会社概要1部。なお、本業務の同種又は類似業務実績も添付すること。
- (3) 概算見積書1部。なお、様式については、各社の任意の様式とする。
- (4) 資格審査決定通知書（写）1部
- (5) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）に関する適合状況 別紙様式1部
※評価対象となる企業は、次のいずれかに該当する企業とする。
 - ①ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）その他関係法令に基づく認定（認定の基準が複数あるものにあつては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。以下同じ。）を受けた企業
 - ②女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）

4. 企画提案書留意事項

企画提案書は下記のとおり作成し、提案にあたっては、一者につき一提案とする。

- (1) 企画提案書（様式－1）
- (2) 業務実施体制（様式－2）
- (3) 担当技術者の経歴等（様式－3）
- (4) 業務の実施方針、業務フロー及び業務工程（様式－4）※枚数制限1枚
- (5) 特定テーマに対する企画提案（様式－5）
 - ・本業務の特定テーマは、【仕様書（案）3. 事業の項目・内容】とする。
- (6) その他（再委託等の有無の予定（但し、発注者側の承諾を要するものに限る。）、仕様書（案）以外の提案等）（様式－6）※枚数制限1枚（必要に応じて）

5. 企画提案書の評価基準

別紙「企画提案書の評価基準」のとおり

6. 提案書に係る質問

- (1) 受付窓口
〒950-8537 新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館
北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課
電話 025-285-9154 FAX 025-285-9174
電子メール hrt-kamotsu@mlit.go.jp
- (2) 質問受付期間及び方法
令和3年2月1日から令和3年2月12日の8時30分から17時15分。書面持参、FAX 又は電子メールにて送信（様式は任意）。
- (3) 回答日時及び方法
回答は、その都度 FAX・メール等にて行う。
- (4) 受け付けしない項目
 - ①評価基準の配点の質問
 - ②他の応募者に関する質問
 - ③積算に関する内容等

7. 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位

日本語及び日本国通貨による。

8. 契約書の作成

要

9. 支払い条件

本業務完了後、検査職員により業務完了検査を行い合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払いを行う。

10. 概算予算額（上限額）

2,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

11. その他

- (1) 企画競争に参加する場合にあつては、念のため「業務名、社名、担当者名、連絡先電話番号、Eメールアドレス」と企画競争参加の意向を、FAX、又は電子メールにて、担当部局まで連絡されたい。
- (2) 提案書を提出したもののうち、提案書を特定した応募者に対しては、当該提案書を特定した旨を書面により通知するものとする。また、提案書を特定しなかった応募者等に対しては、当該提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由を書面により通知するものとする。
- (3) 採用された場合は、当局と十分協議しながら事業を進めることとするが、採用された企画書の内容については、変更・修正する場合がある。また、協議により当局から指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、当局は作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (4) 本契約により制作された制作物の著作権は、北陸信越運輸局に帰属するものとする。

(別紙)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

- ※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。
- ※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。
- ※ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出しており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である。
【 該当 ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- プラチナくるみんの認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（新基準）を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（旧基準）を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】

3. 青少年雇用促進法に基づく認定

- 青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】